

横浜市新橋地域ケアプラザ指定居宅介護支援事業 運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人 開く会が運営する横浜市新橋地域ケアプラザ「(以下「プラザ」という。)」で行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及管理運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

(運営方針)

第2条 運営方針は次のとおりとする。

- ① 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とする。
- ② 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるように、公正中立な立場に立ち、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行う。
- ③ 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス事業者等、介護保険施設、指定特定相談事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- ④ 利用者の意思に基づいた支援を確保するため、利用者は居宅サービスに位置付ける居宅サービス事業所について複数事業所の紹介、また当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由の説明を求めることができるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 プラザの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 横浜市新橋地域ケアプラザ
- 2 所在地 神奈川県横浜市泉区新橋町 33-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(常勤兼務 1名)
管理者は、業務の管理を一元的に行うとともに、要介護者からの相談に応じ居宅サービス計画の作成を行う。
- 2 介護支援専門員 3名以上(常勤2名以上、非常勤1名以上)
介護支援専門員は、要介護者からの相談に応じるとともに、居宅サービス計画の作成を行う。

第5条 プラザの業務及び業務時間は、次のとおりとする。

- 1 業務日 月曜日から金曜日までとする。ただし、土・日・祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 2 勤務時間 9時から17時までとする。

(居宅介護支援事業の内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定 居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。

1 居宅介護支援事業の内容

- ①利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供する。
- ②利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- ③利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供の上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。その際は不当に特定のサービス事業者へ偏った情報提供や利用者の選択を求めないようなサービス計画原案を提示しない。
- ④サービス担当学会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、開催会議に参加できない場合でも意見照会等により当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- ⑤居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得て、居宅サービス計画とする。
- ⑥当該居宅サービス計画に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をする。
- ⑦当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
- ⑧適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他便宜を提供する。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。
病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えていただき、情報提供等退院後の在宅生活への円滑な移行を支援する。
- ⑨介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行之、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握(以下「モニタリング」という)する。末期がん等、日常生活上の障害が1ヵ月以内に出現すると主治医が判断した場合は、利用者又はその家族の同意を得た上で、通常よりも頻回にモニタリングをし、主治医等の助言を得ながらその時々状態に即したサービス調整等支援を実施する。
モニタリングの結果についてはその都度記録する。

2 提供方法

- ① 課題の分析について使用する課題分析の方法は、利用者の身体状況を勘案し、MDS－HC方式、全社協方式または独自のフォーマットを用いて課題の分析を行うものとする。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じる。

3 次条の通常の事業実施地域を越えて行う居宅サービス計画の作成に要した交通費は徴収しない。

(事業実施地域)

第7条 通常の事業実施地域は、下記のとおりとする。

横浜市泉区 ・ 戸塚区(上矢部町) ・ 旭区(万騎が原)

(緊急時等における対応方法)

第8条 介護支援専門員等は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(衛生管理等)

第9条 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために次の措置を講ずる。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(相談・苦情対応)

第10条 当プラザは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

第11条 当プラザは、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、下記事項等必要な措置を講ずる。

- 1 前項の事故及びその事故に際してとった処置について記録する。
- 2 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行う。

(虐待の防止)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束廃止について)

第13条 サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。尚、緊急やむなく身体拘束を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。また、緊急やむを得ない身体拘束を行う場合には家族等の同意を得るとともに、身体拘束の早期解除に向けた検討を重ね、身体拘束廃止に努める。

(業務継続計画の策定)

第14条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他)

第15条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務態勢を整備する。

- 1 ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
② 定期研修 年2回
- 2 介護支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するとともに、サービス事業者等に、サービス事業者を利用及び利用者の家族の個人情報を開示する場合は、あらかじめ文書にて利用者及び家族の同意を得るものとする。
- 3 介護支援専門員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、当該事業所の従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業所の運営法人との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定めるものの他、運営に関する重要事項は、横浜市における条例、規則、要綱、運営法人との委託契約書で定める他、適宜協議の上定めるものとする。

附則

この規程は、平成21年12月1日より施行する。

この規程は、平成22年8月1日より施行する。

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年1月23日より施行する。

この規程は、平成27年12月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。